うちぶんの継続的なにぎわいづくりのための コーディネート業務委託に係る公募型提案依頼書

芦屋市教育委員会教育部学校教育室打出教育文化センター

うちぶんの継続的なにぎわいづくりのためのコーディネート業務 委託提案方式実施要領

1 提案依頼の概要

(1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「うちぶんの継続的なにぎわいづくりのためのコーディネート業務委託」(以下、「本業務」という。)とする。

(2) 本業務の目的及び依頼内容

別紙「うちぶんの継続的なにぎわいづくりのためのコーディネート業務委託提案依頼用仕様書」のとおりとする。

(3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

(4) 公募型提案方式とした理由

本契約の目的及び依頼内容を実現できる最適な方法を予定金額の範囲内で実施するべく、指定の条件を満たしたより良い提案を募るため、本提案依頼を行うこととした。

(5) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(6) 予定金額(上限額)

本業務の予定金額(上限額)は、909,090円(税抜)であり、見積額がこの金額を超過した場合は失格とする。

2 提案手続

(1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

(2) 参加意思表明書提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市教育委員会教育部学校教育室打出教育文化センターへ提出すること。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、打出教育文化センター代表メール (utidekyouiku@city.ashi

ya. lg. jp) 宛に、別紙 「質問回答票」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、芦屋市ホームページに公表する。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、「企画提案書・見積書提出期限」までに「2(5) 提出場所」へ持参又は郵送の上、提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 提出場所

芦屋市教育委員会教育部学校教育室打出教育文化センター

(6) 問合せ先

芦屋市教育委員会教育部学校教育室打出教育文化センター

担当:中嶌

TEL: 0797-38-7130

FAX: 0797 - 38 - 7843

E-mail: utidekyouiku@city.ashiya.lg.jp

(7) 1次評価結果通知

1次評価結果は、辞退者を除く全ての提案者に電子メールにより送付する。

また、1次評価の通過者には、併せて2次評価の時間帯を連絡する。2次評価の内容については、「3(1) 評価方法」を参照すること。

(8) 最終結果通知

最終結果については、先に全ての1次評価通過者に電子メール又はFAXにより送付し、郵送する。また、通知送付後、芦屋市ホームページに1ヶ月間、審査結果を公表する。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査、1次評価及び2次評価によって決 定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額(上限額)」に記載している予 定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

<2次評価まで行う場合>

段階	種別	対 象	評 価 者	概要
参加資格確認	• 書類審査	参加申請書提出者	専門委員会	参加申請書提出者が参加資格を満たすかを確認する。
事前審査	• 書類審査	企画提案 書等提出 者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がな いかチェックする。
1次評価	・企業評価 ・提案内容 評価 (書類審査)	事前審査通過者	専門委員会	企画提案書に対する回答に基づき 評価する。
2次評価	・提案内容 評価 (面接審査) ・価格評価	1 次評価 上位 5 社	専門委員会	提案内容のヒアリングに基づき評価する。 提案内容とヒアリング回答が異なる場合は、2次評価の点数で調整する。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

- ① 1次評価から2次評価までの点数により、総合点で事業者を決定する。
- ② 配点は、企業評価1割(30点)、提案内容評価5割(150点(1次評価50点、2次評価100点)、価格評価4割(120点)とする。

(3) 参加資格確認

対象

参加意思表明書提出者

② 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認します。

(4) 事前審査

- ① 対象
 - 企画提案書等提出者
- ② 評価方法 提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。

(5) 1 次評価

- ① 対象
 - 事前審査通過者
- ② 評価方法 企画提案書等について書類審査を行う。

(6) 2 次評価

- ① 対象
 - 1次評価上位5者
- ② 評価方法
 - (ア) ヒアリングによる評価

2次評価者の中から、提案内容について、本市からの質問形式で行う。 ヒアリングは10月11日(金)午前又は午後に、各社40分程度を予定している。

(イ) 価格評価

価格点の算出基準

(7) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

- ① 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合
- ② 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合
- ③ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接 又は間接を問わず連絡を行った場合
- ④ 「提案依頼交付開始日」から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置 を受けた場合
- ⑤ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、1項目でも最低評価を 行った選考委員が過半数を占める場合、又は、全選考委員評価点の総合計が満点の 60%未満である場合

4 その他

(1) 留意事項

- ① 提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。
- ② 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。
- ③ 最優秀提案者を本業務委託の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀 提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の 理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。

(2) 企画提案書等の取扱い

- ① 企画提案書等は、本提案方式の手続における契約の相手方の候補者選定業務 以外の目的では使用しない。
- ② 企画提案書等の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等について、芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号)に基づく公開請求があった場合には、本市は同条例に基づき公開するものとする。また、本市が本提案方式の結果報告等に必要な場合は、その内容を無償で使用及び公表することができるものとする。
- ③ 企画提案書等は、本提案方式による選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- ④ 契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

以上

うちぶんの継続的なにぎわいづくりのためのコーディネート業務

委託提案方式スケジュール

手続		日 時		
(1)	公表	令和6年9月6日(金)		
(2)	質問受付期間	令和6年9月6日(金)から 令和6年9月11日(水)17時まで		
(3)	質問回答期限	令和6年9月13日(金)17時まで		
(4)	参加意思表明書提出期限	令和6年9月20日(金)17時まで		
(5)	参加資格の有無の通知	令和6年9月24日(火)13時以降		
(6)	企画提案書・見積書提出期間	令和6年9月24日 (火) から 令和6年9月27日 (金) 17時まで		
(7)	1 次評価結果通知	令和6年10月4日(金)13時以降		
(8)	2次評価(ヒアリング)	令和6年10月11日(金) ※ ヒアリング実施順、予定時間は別途指定します。		
(9)	最終結果通知	令和6年10月21日(月)13時以降		
(10)	契約締結予定日	令和6年10月24日(木)		

評価基準表

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
企業評価	企業能力	業務実績	過去5年間における同種業務 の実績 【履行実績届】	あり	11
	地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地 【競争入札参加資格申請書に より確認するため不要】	芦屋市内	1 2
		業務実績	本市と契約書を交わした直近 の案件の業務実績(過去5年間 に限る) 【契約書(写)】	あり	1
	社会性	企業年金制度	企業年金制度導入 【企業年金制度導入に関する 証明書(写)】	導入	1
		障がい者雇用状 況	障がい者の雇用状況 【障害者雇用状況報告書(写)】	あり	1
		男女共同参画推 進の取組	育児・介護休業,子供を持つ従 業員向け時短制度又は中途退 職女性復帰制度等の導入 【各事業者の制度概要(写)】	あり	1
		女性活躍推進の 取組	えるぼし認定の取得 【基準適合一般事業主認定通 知書(写)】	取得	1
		子育てサポート の取組	くるみん認定の取得 【基準適合一般事業主認定通 知書(写)】	取得	1
		若者雇用促進の 取組	ユースエール認定の取得 【基準適合事業主認定通知書 (写)】	取得	1
	小 計				3 0

提案内容評価	人員配置・連携体制	業務ごとに専門的な人員が配置されているか。また、事業全体が一体的、かつ適正に進むような統括・連携体制がとられているか。		2 0
	業務目的	業務目的を正しく理解し、反映 した提案となっているか。		3 0
	研修	業務目的が効果的に進捗する ような研修の企画・運営が提案 されているか。		3 0
	情報発信・仕掛け等	事業全体の効果を高めるよう な情報発信及び仕掛け等が講 じられているか。		3 0
	全体スケジュール	本業務の全体フローやスケジュール等は適切か。	実施フロー又は 事業スケジュー ル等の的確性	2 0
	その他	更に優れた代替案、独自提案等 の提示がありその内容に実効 性があるか。	独創性	2 0
小 計				1 5 0
価格評価	コスト縮減努力	見積の妥当性、コスト意識		120
総計			3 0 0	

公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する 入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和6・7年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準 (昭和61年芦屋市基準)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除 措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て (国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。)、廃止前の和議法(大 正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て又は民事再生法(平成1 1年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(国土交通省の資格再 認定を受けている者を除く。)がなされていないこと。